

在学中の修学支援制度

主な制度は下記のとおりです。手続きについては募集の都度お知らせします。不明な点は事務室へお問い合わせください。

1 就学支援金

授業料相当額が支給され、授業料に充当します。

**授業料負担が実質0円
返還不要**

募集時期：入学時、6月

決定(予定)時期：5月、7月

支給額：授業料相当額

条件：保護者等の所得が、課税標準額
(課税所得額)×6%-市町村民税の調整控
除額=304,200円未満(年収約910万円)
受給期間・単位の制限有り



2 奨学給付金

非課税世帯などに対し、授業料以外の教育費として支給されます。

給付型・返還不要

募集時期：7月

支給額：32,300円～

決定(予定)時期：12月

条件：①生活保護(生業扶助)受給世帯
②県民税所得割及び市町村民税
所得割非課税世帯 など



3 教科書・学習書購入代金給付

働きながら通学する生徒へ教科書代等の購入費が支給されます。(職につけない相当の理由がある方も対象)

給付型・返還不要



募集時期：6月～12月

決定(予定)時期：随時

支給額：購入に要した経費

条件：90日以上勤務が見込まれる者で、
世帯の所得が一定の基準以下 など

4 定時制・通信制課程 修学奨励金

経済的な事情により、働き続けながら卒業を目指す方へ、奨学金が支給(貸与)されます。

**卒業した場合は
返還免除**

募集時期：4～5月

決定(予定)時期：7月

支給額：月額14,000円(4年以内)

条件：所得限度額有。定員有。
職業に就いている(アルバイト可)
4年以内で卒業見込 など



5 鳥取県育英奨学資金

経済的理由により修学が困難な世帯に無利子で貸し付ける奨学金です。

貸付型・返還必要

募集時期：4月

決定(予定)時期：6月

貸付額：自宅通学 月額 18,000円

自宅外 月額 23,000円

条件：所得が一定の基準以下 等



6 学び直し支援金・授業料減免

【学び直し支援金】

高等学校を中途退学した者が、再び高等学校で学び直す場合に授業料相当額が支給されます。

※認定には一定の条件あり

【授業料減免】

就学支援金や学び直し支援金対象外であっても一定の基準を満たせば、授業料が減免される場合があります。



【その他の奨学金等】

・あしなが奨学金 ・交通遺児育英会の奨学金 ・母子父子寡婦福祉資金 ・生活福祉資金

【所得税の勤労学生控除】給与の場合、年間収入が130万円以下の方が対象。問合せ先は税務署

【国民年金学生納付特例制度による保険料納付の猶予】申請先は市町村役場(所得制限あり)



米子白鳳高等学校事務室

電話：0859-37-4020

(平日9:00-17:00)